

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

## 目次

- ◇告示 土地改良区計画の縦覧  
炭を予防に関する規則による指定区域の解除  
森林区施業計画及び森林区実施計画の変更
- ◇公告 争議行為の通知の公表  
農業委員会職員資格試験及び資格認定合格者

## 告示

### 鳥取県告示第二百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八條第一項の規定により、西伯郡高麗村大字莊田小谷芳蔵外十四人の者から、莊田土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良区事業計画及び定款につき、詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。

よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十年三月二十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
- 1 土地改良事業計画書の写
- 2 定款の写
- 二 縦覧の期間  
昭和三十年三月二十三日から同年四月十一日まで
- 三 縦覧の場所  
西伯郡高麗村役場
- 四 異議の申立  
利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

### 鳥取県告示第三百三十号

昭和三十年二月鳥取県告示第八十一号及び昭和三十年三月鳥取県告示第三百三号をもつて公告した、炭を予防に關

する規則（昭和三十年一月鳥取県規則第四号）による指定区域（東伯郡北条町、気高郡小鷲河村）を昭和三十年三月十八日解除した。

昭和三十年三月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百三十一号

昭和二十七年七月二十五日鳥取県告示第三百六十七号で公表した昭和二十七年四月一日を始期とする森林区施業計画並びに昭和三十年一月二十五日鳥取県告示第四十五号で公表した昭和三十年年度森林区実施計画のうちⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ各森林区の森林区施業計画及び森林区実施計画を森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十二条第一項の規定に基き変更したので次の場所において公表する。

昭和三十年三月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂  
一 森林区施業計画

- 1 鳥取県庁
- 2 鳥取県東部地方事務所
- 二 昭和三十年年度森林区実施計画
  - 1 鳥取県庁
  - 2 鳥取県東部地方事務所
  - 3 智頭町、社村、用瀬町、大村、佐治村、西郷村、散岐村、河原町、国英村各役場

公 告

争議行為の通知の公表について

日本電気産業労働組合鳥取営業所分会執行委員長中原岩雄より昭和三十年三月十四日付をもつて、左記第一項の件に関し争議行為を行う旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

昭和三十年三月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂  
一 事件

中国電力株式会社鳥取営業所雑役婦の欠員補充要求に関する件

二 日 時

昭和三十年三月二十五日零時以降本問題解決に至るまでの間

三 場 所

日本電気産業労働組合鳥取営業所分会組合員の従事する全職場

四 概 要

停減電スト以外のあらゆるストライキの全部、又は一部を実施

昭和二十九年年度第二回の農業委員会職員の資格試験及び資格認定に合格及び資格があると認定したものは次のとおりである。

昭和三十年三月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂  
一 資格試験

(鳥取市)	上砂見	森下 睦美	白 兔	三橋 久信
	河 内	竹田 直顕		
(米子市)	美 吉	小坂 明男	夜見町	足立 覚
	富益町	由木 稔		
(倉吉市)	福 光	藤井 一久	上余戸	涌島 彰夫
(岩美町)	大成村	森原 英夫	福部村	水野 忠治
(八頭郡)	丹比村	稲田 馨	佐治村	下田 惟寛
	八上村	倉信 定雄	散岐村	森本 誠二
(気高郡)	浜村町	加山 信二	鹿野町	湯 敏一
	青谷町	道下 一義		
(西伯郡)	大和村	遠田 恒夫	高麗村	北野 徹

